

〈参考〉

～平成27年国勢調査の概要～

☆ 10月1日現在で全国一斉に行われます

・国勢調査は日本に住んでいるすべての人が対象です。

☆ 調査の結果はよりよい社会を築くために欠くことのできないものです

・行政上の施策への利用

国や県・市における都市計画などの各種の計画、経済政策、福祉施策、雇用対策、防災対策、生活環境の整備など各種の行政の基礎資料として利用されます。

・各種法令に基づく利用

県や市議会の議員定数、地方交付税の算定基準などは法令により国勢調査の人口を用いることになっています。

☆ 調査方法が変わります

・調査票は、調査員へ提出、郵送提出、インターネットでの回答も可能となりました。回答方法は、世帯の方が選択します。

☆ 国勢調査員が行う主な仕事

①各世帯を訪問し、「インターネット回答の利用案内」を配布
(9月10日～12日)

②インターネットで回答がなかった世帯へ、調査票の配布と回収
(9月26日～10月7日)

③「調査票の提出の確認について」を郵便受などに配布 (10月8日～17日)

④調査票未提出世帯への再訪問 (10月18日～20日)

～国勢調査へのご協力をお願いします～

